

平成26年度進行管理・評価シート
京都市歴史的風致維持向上計画（平成21年11月19日認定）
（最終変更平成26年3月31日）

口進捗評価シート(様式1)

①組織体制(様式1-1)	
1 京都市歴史まちづくり推進会議及び市内連絡会	1
②重点区域における良好な景観を形成する施策(様式1-2)	
1 新景観政策の取組	2・3
③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項(様式1-3)	
1 道路修景整備事業 小川通周辺地区	4
2 道路修景整備事業 三条周辺地区	5
3 道路修景整備事業 清水周辺地区	6
4 無電柱化等事業	7
5 無電柱化事業	8
6 横断防止柵等への間伐材活用事業	9
7 観光案内標識の整備	10
8 観光案内標識アップグレード推進事業	11
9 「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	12
10 観光地交通対策	13
11 御園橋改修事業	14
12 二条城東大手門保存修理事業	15
13 旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業	16
14 名勝無鄰庵庭園の整備	17
15 京都市指定登録文化財修理等助成事業	18
16 伝統的建造物群保存事業	19
17 歴史的町並み再生事業	20
18 歴史的町並み再生事業	21
19 歴史的町並み再生事業	22
20 歴史的町並み再生事業	23
21 歴史的町並み再生事業	24
22 京町家耐震診断士派遣事業	25
23 京町家等耐震改修助成事業	26
24 木造住宅耐震改修計画作成助成事業	27
25 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	28
26 京町家改修助成事業	29
27 京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度	30
28 官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進	31・32
29 京都会館再整備	33
30 京都市動物園再整備事業	34・35
31 左京区岡崎における神宮道と公園の再整備事業	36
32 京都・花灯路	37
33 京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度	38
34 「伝統産業の日」関連事業	39
35 京もの国内市場開拓事業	40
36 京都文化祭典	41

④文化財の保存又は活用に関する事項(様式1-4)	
1 文化財の調査について	42
2 文化財の修理, 防災防犯対策, 周辺環境の整備	43・44
3 文化財の保存及び活用の普及啓発について	45
⑤効果・影響等に関する報道(様式1-5)	
1 効果・影響等に関する報道	46・47・48
⑥その他(様式1-6)	
1 景観重要建造物・歴史的風致形成建造物の指定	49
2 歴史的風土特別保存地区内の土地買入事業 歴史的風土特別保存地区内の施設整備事業 歴史的風土特別保存地区内買入地の維持管理	50
3 地域の歴史まちづくりの推進に関する取組	51・52
 □法定協議会等におけるコメントシート(様式4)	 53

評価軸①-1
組織体制

評価対象年度		平成26年度
項目		現在の状況
京都市歴史まちづくり推進会議及び庁内連絡会		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	「認定計画の推進及び連絡調整、認定計画の変更に関する協議、歴史まちづくりに関する周知、啓発及び推進に関する事項」を主な役割として法定協議会を設置し、協議会をプラットフォームとして京都の歴史まちづくりを推進。市内部には庁内連絡会議を設置。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
□平成26年度第1回庁内連絡会(平成26年5月13日) →平成26年度第1回推進会議の内容について意見交換するとともに、各課における歴史まちづくりの取組について共有。 ■平成26年度第1回京都市歴史まちづくり推進会議(平成26年5月22日) →平成25年度実績及び計画の進行管理・評価、平成23年度から25年度までの総括評価、平成26年度実施予定の取組について確認。平成25年度評価の内容について具体的に御意見をいただくとともに、地域の土地利用の変遷や所有関係等を十分に調査しておくことで、歴史的過程や背景といった脈略が明確になり、今後の地域の景観等を考える際に役立つのでは、といった意見が出された。 →「市民が残したい京都をつなぐ無形文化遺産制度」の取組(京・花街の文化)について、情報提供を行った。 □平成26年度第2回庁内連絡会(平成27年2月9日) →平成26年度第2回推進会議の内容について意見交換するとともに、各課における歴史まちづくりの取組について共有。 ■平成26年度第2回京都市歴史まちづくり推進会議(平成27年2月18日) →平成26年度末の計画変更について確認。空き家対策を進める上で、人が住み、コミュニティが維持されることに加え、どうまちを活性化するのか、経済的な側面も考える必要があるといった意見が出された。 →京都をつなぐ無形文化遺産「京の地蔵盆―地域と世代をつなぐまちの伝統行事」の選定について、情報提供を行った。 →京都岡崎の文化的景観の選定申出について、情報提供を行った。 →姉小路界隈におけるまちづくり20年について、情報提供を行った。 歴史まちづくり推進会議の詳細については、京都市情報館・景観政策課のホームページで議事録等を公開。 http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/53-16-0-0-0-0-0-0-0-0.html		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		
状況を示す写真や資料等		
平成26年度第1回京都市歴史まちづくり推進協議会の様子   平成26年度第2回京都市歴史まちづくり推進会議の様子  		

評価軸②-1

重点区域における良好な景観を形成する施策

		評価対象年度	平成26年度
項目		現在の状況	
新景観政策の取組		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
計画に記載している内容	(1)重点区域における都市計画との連携：重点区域の全域を高度地区に指定している。また、ほぼ全域を景観地区のうち規制の厳しい美観地区に指定しており、一部美観形成地区(景観地区の一つ)や風致地区に指定している。また、重点区域内には伝統的建造物群保存地区を3地区指定している。 (2)景観計画との連携：重点区域は全域が景観計画区域であり、景観計画において景観に関する基本方針等が定められている。 (3)市条例との連携：京都市市街地景観整備条例により、歴史的景観保全修景地区3地区、界わい景観整備地区6地区を指定しており、良好な景観の形成に努めている。また、京都市眺望景観創生条例により眺望空間における建造物の標高や形態・意匠・色彩等についての規制を行っている。さらに、京都市屋外広告物等に関する条例により、広告物に対する規制を行っている。 平成23年4月より、「市民とともに創造する景観づくりに関する仕組みの整備」「デザイン基準の更なる充実」「優れた建築計画の誘導」「申請手続きの見直し、基準の明文化」を柱として、景観政策を進化させている。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
本市では、50年後、100年後も光り輝く京都の景観づくりを目指し、①建築物の高さ規制の見直し、②建築物のデザイン規制の見直し、③眺望景観や借景の保全の取組、④屋外広告物対策の強化、⑤歴史的な町並みの保全・再生を5つの柱として、平成19年9月より、新景観政策を実施している。このうち、①～④の柱による景観規制を運用し、景観計画区域内の景観の整備を図っている。 平成26年度は、将来に渡って評価される景観の形成を目指すとともに、市民や事業者等の景観に対する意識を深め、都市の価値や魅力といった付加価値を高める景観づくりを促進することを目的として、京都景観賞「建築部門」を実施し、伝統文化の継承と新たな創造が調和する創意工夫にあふれた優れた建築物の表彰を行った。(応募件数：269件、表彰件数：26件) 京都にふさわしい広告景観を形成するため、平成24年度から屋外広告物対策を抜本的に強化し、①屋外広告物制度の定着促進、②是正のための指導の強化と支援策の充実、③京都にふさわしい広告物の普及促進を3つの柱として、平成26年9月の条例完全施行を目的として全力で取り組んできた。 具体的取組としては、①屋外広告物制度の定着促進として、京都の美しい景観を守り続けようと、共に取り組んでいただけた事業所を京都市が認証する、屋外広告物適正表示宣言事業所認証制度を創設し、市民・事業者と共汗で屋外広告物対策を推進する体制を構築した。併せて、京都市公式の屋外広告物総合ウェブサイト「京都かんぱんねっと」を開設、屋外広告物制度や市内の優良な屋外広告物、適正表示宣言事業所などの広報を実施した。さらには、②是正のための指導の強化と支援策の充実として、110人体制で市内全域を対象としたローラー作戦による是正指導にも取り組んだほか、③京都にふさわしい広告物の普及促進の取組として、平成24、25年度には、優良な屋外広告物を顕彰する「京都景観賞屋外広告物部門」を実施するとともに、優良な屋外広告物の設置に対する補助金制度を運用(平成26年度実績9件)した。 その結果、市内に表示される屋外広告物の約7割が違反状態にあったものが、条例の完全施行時点では、8割を超えるものが条例の趣旨に沿った表示となった。今後とも、残る違反広告物の適正化を目指してこれまでの取組を継続し、景観に支障の大きいものから優先的に法的措置を視野に入れた是正指導に取り組んでいく。 また本市では、①琵琶湖疏水の開削によって形成された岡崎地区の優れた景観を次の世代に継承することを目的として、同地区の文化財保護法に基づく重要文化的景観への選定を目指した調査検討事業を実施しており、平成26年度においては、本事業の一環として、岡崎地区の文化的景観の保全、活用について審議するため「京都岡崎の文化的景観保存計画策定委員会」を開催する等の取組みを行った。そのほか、②先斗町地域の特性に応じたよりきめ細かな景観の保全・創出を図ること等を目的として、先斗町を先斗町界わい景観整備地区へ指定するため、先斗町地域の景観特性、景観整備の目標、景観重要公共施設の整備に関する事項について検討を行ってきた。本市では、景観づくりに関する総合的な計画として、平成17年2月に京都市景観計画を策定して以来、平成19年、平成23年、平成24年と改訂を重ね、平成27年4月の変更に向け、上記①、②に伴う変更を盛り込む計画の見直しを行った。 【基本方針との関係】京都の優れた景観を保全・再生するための景観政策をさらに進化させ運用していくことにより、歴史的建造物を取り巻く町並みの整備が進み、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない			
状況を示す写真や資料等			
●平成26年度京都景観賞建築部門 受賞例  上京総合庁舎  旧森留 ●平成26年度優良屋外広告物に対する補助事例  Vermillion (伏見区)  ホテルギンモンド京都 (中京区)			

●三条河原町における屋外広告物指導事例



平成18年12月撮影



平成26年8月撮影

●四条河原町における屋外広告物指導事例



平成23年11月撮影



平成26年7月撮影